

「官人」「物節」もいるだろうし「三兵近衛」もいるだろう。「前後一二手」は官人だろが物節であろうが三兵近衛だろうが「前後一二手」という資格において出場するのである。したがって出場する「官人」は「前後一二手」以外の官人から、出場する「三兵」は「前後一二手」以外の三兵近衛から、選考されることになる。

\*

それでは荒手結で優秀な成績をあげた近衛がなぜ「三兵」と呼ばれるのだろうか。この点をわかる範囲で考えてみたい。『小右記』長和二年八月二十七日条では、九月十六日の土御門殿行幸のとき競馬と騎射を行うから「御馬乗并騎射三已上」を出場させるようにとの天皇の仰せが右大將実資に伝えられた。九月十日条では中将雅通から「行幸日官人并三已上騎射人等」の事について実資に指示を求めてきたので、実資は「射手官人に奉仕させるように」と回答している。九月十六日の行幸では、夜になつたから騎射は中止された。

『小右記』長和三年五月五日条では、先日、陣座で道長が実資に「今年の手結では『三已上』を厳密に選考するように。行幸では『三已上』だけを出場させるからである」と命じた、とある。これは冒頭の五月十五日条の、騎射の射手を「將監・將曹・府生」と「前後一二手」と「三兵」にする、という道長の命と同一のことを指している。すなわちここで「三已上」の「三」は「三兵近衛」であり、したがって「三已上」は「射手官人」（將監・將曹・府生）と手結順位表で高位に位置づけられていた「前後一二手」、手結競技で好成績をあげた「三兵近衛」を総称する表現だったのである。『猪熊関白記』の記事によれば、「已上」には官人だけでなく番長ら「物節」も入ることになる。

ここで念頭に置いたまま保留していた寛弘二年（一〇〇五）の①「騎射各三人、又三兵」②「騎射三已上手」③「騎射三已上」の等式に立ち返ってみたい。③「三已上」が、これまでに明らかにした官人・物

節（前後一二手）・「三兵」の総称概念とすれば、②「三已上手」と矛盾するのではないのか。②は「一手・二手・三手」を指すのではないかという当然の疑問である。しかし②が「三手已上」ではなく「三已上手」であることに注意したい。「三已上」の射手という意味であり、③「三已上」と同義ということになる。すると①「各三人、又三兵」の射手三人がすべて「三兵」なら、②③は「三已上」ではなく「三兵」とすればいいはずである。①の「各三人、又三兵」は、三人のなかには官人（・物節）だけでなく「三兵近衛」も含まれていたということか。

それではなぜ「三」なのか。それは騎射で射的が「三」個であるからではないか。荒手結で、三つの射的すべてを確実に射抜いて優秀な技量を発揮した近衛が「三兵」という名誉の称号を与えられ、真手結に出場し、さらにその後の行幸などでの騎射の出場資格となつた、と考えるところと思う。ただし長和五年の右近衛府荒手結で「三兵」が六人いたのに、土御門第行幸の騎射に出場できた「三兵」はたった一人だったという事は、「三兵」がそれほどの榮譽というものでもなく、真手結への出場資格、行幸騎射の射手候補者選考資格、という程度の榮譽でしかなかったということである。

\*なぜ「三」兵なのか悩んでいたら、山本佳奈さんが、騎射の射的が三個だからではないですかと、こともなげに教えてくれた。

## 『小右記』の「見送」の用法

下向井 龍彦

『小右記』のなかで藤原実資は「見送」の語を一二回使っている。た

いした問題ではないが、『小右記』を読んでいてちよつと気になったので、実資が「見送」をどのような意味で使っているのか調べてみた。その結果を報告する。

「見送」は我々の感覚では「見送る」であり、『日本国語大辞典』には、「①遠ざかっていくものを、その場においてながめやる。去って行く人の姿を後方から見守る。目送る。②旅立つのを送る。出発する人を送る。送別する。③屍を葬るのを、墓地まで送って行く。葬送する。④死ぬまでの世話をする。なくなった人の最期を見届ける。⑤見ているだけで手を出さないでいる。そのままにしておく。⑥取引所で用いる語。相場の見込みが立たず、売買をひかえる。」の六つの語義をあげる(『諸橋大漢和辞典』は「見送」を立項していない)。ところが『日本国語大辞典』にみえるどの語義も(⑥は近世以降だろうが)、『小右記』の「見送」の用例にあてはまるものはないのである。

\*

それでは事例を紹介していこう。「見送」の部分だけは、わざと解釈しないでおく。

### 1 長和元年(一〇二二)九月二十九日条

今日大祓事、去夕思慮、国忌、日相並行<sup>(醍醐天皇)</sup>之如何、夜中可<sup>(藤原)</sup>尋前例<sup>(藤原)</sup>之由仰<sup>(藤原)</sup>史是氏<sup>(藤原)</sup>、々々今日参来云、古年中行事六月晦日国忌、同日大祓者、依<sup>(藤原)</sup>彼例<sup>(藤原)</sup>可<sup>(藤原)</sup>被<sup>(藤原)</sup>行<sup>(藤原)</sup>敷者、引<sup>(藤原)</sup>見旧年中行事<sup>(藤原)</sup>、如<sup>(藤原)</sup>是氏申<sup>(藤原)</sup>也、即仰<sup>(藤原)</sup>可<sup>(藤原)</sup>准行<sup>(藤原)</sup>之由<sup>(藤原)</sup>、忌停<sup>(藤原)</sup>廢早了、又件案内仰<sup>(藤原)</sup>左中弁<sup>(藤原)</sup>、大皇太后宮大夫公任大嘗会事抄出、左相府命云々、今日被<sup>(藤原)</sup>見送<sup>(藤原)</sup>也、

三条天皇踐祚大嘗会にむけて八月から晦日ごとに朱雀門で大祓を行うことになったが(八月二十七日条)、大嘗会行事檢校実資は、九月晦日

(二十九日)が醍醐天皇国忌に当たるとどうするか先例を確かめたいうでで行うよう前日の九月二十八日夕べ、史の直<sup>あたえ</sup>是氏に指示を与えた。是氏は晦日当日の早朝、実資邸にやって来て、『古年中行事』によれば、六月晦日は醍醐生母藤原胤子の国忌ですが同日に大祓をしています、この例によって大祓を行えばいいのではないのでしょうか」と言った。実資自身、(おそらく以下に記すように、今日、公任から「見送」されてきた)「旧年中行事」を檢索してみたが、是氏の報告どおりだった。そこで実資は是氏に胤子国忌の例に准じて大祓を執行せよと命じた。六月晦日の胤子の国忌は早くに(二七年前)停廢されたものだ(寛平九年(八九七)十二月八日設置、寛和元年(九八五)四月二日廢止、『国史大辞典』)。このことを左中弁藤原経通にも命じた。太皇太后宮大夫公任は、左大臣道長の命によって「古(旧)年中行事」の「大嘗会事」の必要部分抜き書きしたというが、当日の今日になつて私実資の許にそれを「見送」してきた。

「今日被<sup>(藤原)</sup>見送<sup>(藤原)</sup>」の主体が道長なのか公任なのか迷ったが、実資は「被」の敬語表現を道長に対してだけでなく、史料6でみるように公任に対しても用いているから、この場合、公任が道長から書写して大嘗会行事檢校実資に送るよう指示され、実資に「見送」してきたと解釈しておく。「古(旧)年中行事」は弁官局に常備され史が活用していた年中行事書だったようである。公卿たちも閲覽可能で、公任は取り寄せて筆写したのである。

### 2 長和二年(一〇二三)七月十五日条

今日巳刻新納言<sup>(右衛門)</sup>参内、午時間可<sup>(藤原)</sup>着<sup>(藤原)</sup>宜陽殿・陣等<sup>(藤原)</sup>、車并雜具・厩馬二足依<sup>(藤原)</sup>彼御消息<sup>(藤原)</sup>奉<sup>(藤原)</sup>遣<sup>(藤原)</sup>、下簾自<sup>(藤原)</sup>右相府<sup>(藤原)</sup>可<sup>(藤原)</sup>志之由云々、仍不<sup>(藤原)</sup>奉<sup>(藤原)</sup>下簾<sup>(藤原)</sup>、新納言見<sup>(藤原)</sup>送<sup>(藤原)</sup>右府下簾<sup>(藤原)</sup>云、太別様

不懸用、可送善下簾者、仍付廻奉遣也、

今日、兄懷平が新権中納言として始めて参内し、午刻に宜陽殿公卿座と左近衛陣座で「着陣の儀」をすることになっている。私実資は兄の求めによって、この晴れ舞台の参内に乗る車と車具と馬二疋を送ることにしたが、車に付ける下簾は右大臣顕光が厚意によって貸してくれるとのことなので、下簾は用意しなかった。すると兄は顕光が提供してくれた下簾を私のもとに「見送」して、「新任納言の初めての参内に使う下簾としてふさわしくない代物なので懸け用いるわけにはいかない。あなたが持っている善い下簾を送ってほしい」と連絡してきた。そこで急遽、貸し送ろうとしていた車に下簾を懸け廻らせて送り届けた。

### 3 長和三年（一〇一四）五月十五日条

可出外記走馬解文、従四条大納言、右衛門督許見送之、  
各加取捨耳、

明日、三条天皇の道長土御門第行幸において競馬が行われるが、道長から親王・公卿に対して競馬に出場する馬の提供が求められた。道長は実資に気を遣って、馬がないと聞いたが貸そうかとわざわざ申し出て、実資はいたく恐縮している。右の記事はその遣り取りの後に続く。馬の提供者たちは「走馬解文」（毛付文）を外記に提出するのであるが、権大納言公任と兄権中納言右衛門督懷平から私のもとにそれぞれ「走馬解文」を「見送」してきたので、私（実資）は二人の解文の字句をほんの少し添削し（て返送し）た。「毛付文」は外記に進めたあと右馬寮御監の右大将実資から進奏されることになるから、二人は事前に実資に添削を求めたのである。

### 4 長和四年（一〇一五）五月十三日条

史致孝写進昨闕請、威儀師智尊云、某々辞書三枚出来者、行事所未見送、祚貴・会慶等云々、東大寺、可輔闕請之由、以致孝仰遣弁資業、但慥聞辞書数、可補満也、

私実資は、臨時仁王会行事検校である。仁王会をまえに請僧に多数の辞退者が出たので昨日三一人の闕請（欠員補充）を定め、行事史津守致孝が今日それを写進してきた。致孝は「威儀師智尊が辞退届がさらに三枚提出されてきたと言ってきましたが、仁王会行事所にはまだ「見送」されてきていません。祚貴・会慶らだとのこと。彼らは東大寺僧です」。私は闕請を補すように致孝を通して行事弁資業に命じた。ただし辞退届の数を正確に確かめて、請僧定員を満たすように伝えた。

### 5 長和五年（一〇一六）正月十四日条

昨日所作御讓位日式大納言公任卿執筆所作、卿相加詞、今朝見送云、閑案下雌黄可返給者、削定可献左相府云々、  
但大略縁道事付点、猶此事如何乎者、

昨日、左大臣道長以下が定め、権大納言公任が執筆して公卿たちが加筆した三条天皇讓位日の式を、公任が今朝私（実資）のもとに「見送」してきて、「機嫌うるわしいあなた様へ、添削して送り返して下さい（「閑」はうるわしいの意、「案下」は机下の意、「雌黄」は添削の意）」との手紙が添えてあった。添削した決定案を左大臣道長に献じることになっている、とのことだった。ただし「縁道」（行幸の経路）に薙を敷くかどうかについてはすでに指摘したことだ。いままら添削してほしいとはどういうことなのだろう、と思った。添削を求めているのだから、実資は添削したら返送することになる。

6 長和五年（一〇一六）正月二十二日条

讓位式從<sup>二</sup>大納言許<sup>一</sup>被<sup>二</sup>見送<sup>一</sup>也、先<sup>レ</sup>是六箇度被<sup>レ</sup>送、聊有<sup>二</sup>「<sup>レ</sup>兩疑<sup>一</sup>」、改直亦被<sup>レ</sup>送也、伝国璽不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>何物<sup>一</sup>、仍尋<sup>二</sup>其事<sup>一</sup>、天長十年記見<sup>二</sup>大刀契<sup>一</sup>、仍件<sup>就</sup>昨日送、即載<sup>二</sup>或式文<sup>一</sup>了、

史料5と一連の八日後の記事である。三条天皇讓位式の草案が大納言公任から「見送」されてきたが、実はこれ以前にすでに六回も送ってきたものである（史料5はそのうちの一回）。一箇所か二箇所についていささか疑問があったから指摘したところ（「縁道」のことなど）、訂正してまた送ってきたものである。（以下の解釈は略す）。この記事のなかで、「被<sup>二</sup>見送<sup>一</sup>」と「改直亦被<sup>レ</sup>送」は同じことを言っているから、ここでは「見送」は「訂正した讓位式案を実際に送ってくる」という意であり、実資は添削して返送するのである。史料5も同じである。このことを史料1から史料4までで確かめてみよう。

その前に「被」付きの敬語体の「見送」と、「被」なし普通体の「見送」についてひと言付け加えておこう。史料3・史料5は、公任が実資に「見送」しているが「被」なしの普通体である。しかるに史料6は同じく公任が実資に「見送」しているのに、「見送」を含め三箇所、公任の行為が「被」付き敬語体になっている。史料1の「被」付き敬語体の「見送」の主語が道長なのか公任なのか、迷った所以である。

史料1は、公任から、「大嘗会事」の抄出分が実資の許に実際に送られてきた、という意である。あとで返却するのである。史料2は、新任権中納言実資兄懐平が、顕光から借りた使い物にならない下簾を実資のもとにこんな代物だと実際に送ってきたのであり、当然だが実資はこれを懐平に返送することになる。史料3は、公任と懐平から土御門第行幸

競馬に供出する走馬の名前や毛付を書いて外記に提出する「走馬解文」が、実資のもとに実際に送られてきて、実資は添削して返送した。史料4は、臨時仁王会請僧のうち昨日僧綱に出された辞退届が仁王会行事所にまだ実際に送られてこないのであり、その後、仁王会運営のため行事所に「見送」されたはずの辞書は、闕請を補したあと、綱所に返送されることになろう。こうして史料6までの「見送」はすべて「実際に送る」という意であることが明らかになった。また実際に送られてきたモノや文書・記文を、実資（史料4は行事所）は実際に見て点検あるいは添削して返送する。

\*

『小右記』の用例はあと六例ある。語義が明確になった以上、細かい検討は必要ないが、せっかくだからみておこう。

7 寛仁元年（一〇一七）十月十五日条「<sup>（藤原公任）</sup>四条大納言為<sup>（藤原公任）</sup>媚左將軍<sup>（藤原公任）</sup>抄<sup>（藤原公任）</sup>出大将作法事等<sup>（藤原公任）</sup>、被<sup>二</sup>見送<sup>一</sup>、殊無<sup>二</sup>珍事<sup>一</sup>、書留明日可<sup>二</sup>返奉<sup>一</sup>、又有<sup>（藤原公任）</sup>被<sup>二</sup>疑問送<sup>一</sup>事等<sup>（藤原公任）</sup>」は、「公任が媚左近衛大将教通のために「大将作法事」を抄出して、実資のもとに点検を求めて送ってきた。特段おかしい箇所はなかった。実資も（便利だから）書き写して明日返すことにした。公任からは大将作法に付き疑問点についても送ってきた。この例も、実際に送って来た記文を見て添削して返送することになっている。なお主語が公任である「見送」「疑問送」は、「被」付き敬語体である。

8 寛仁元年（一〇一七）十二月二十七日条「<sup>（大納言）</sup>被<sup>二</sup>見送<sup>一</sup>吉平勸申從<sup>（大納言）</sup>明年<sup>（大納言）</sup>三ヶ年勘文<sup>（大納言）</sup>、多<sup>二</sup>不吉事<sup>一</sup>」は、公任から「陰陽師安倍吉平が勸申した来年以降三ヶ年分の吉凶勘文を私実資のもとに送ってきた。拝見すると不吉のことが多かった」というものである。この例も、実際に送ってきた勘文を実資は見たあとで返送するだろう。これも「被」付き敬語体である。

9 寛仁二年（一〇一八）四月十三日条「昨日四条大納言公任、被<sup>レ</sup>談<sup>二</sup>

(実資の姉尼君の喪についての) 自仮事、件仮案内先日問送下官、即見送故殿正筆御書尼君入御文者尼君入御文は、実資が公任に実頼自筆御書(尼君を实頼の「戸」に入れた証文)の現本を实际に送って、公任と尼君との親等を確かめさせたというもので、この例も「实际に送る」の意であり、送って貰った公任は見たあとで実資に返送して来るはずである。

10 寛仁三年(一〇一九)五月四日条「大宰府報符從左中弁許見送之、止奸猾襲来文可改奸猾来侵之由示遣了」は、刀伊入寇対策として大宰府に下す報符案を左中弁経通が実資に实际に送ってきたので、実資は「奸猾襲来」の字句を「奸猾来侵」に修正するよう指示した。この例も实际に送ってきた報符をチェックして修正意見を副えて返送している。

11 寛仁三年(一〇一九)八月十日条「中将長家以政職朝臣見送将監扶宣・府生保重過状、見了」は、右大将実資のもとに右中将長家(道長六男)の使者として源政職が右将監高扶宣・府生保重が書いた過状(始末書)の現物を实际に送ってきたので、それを点検した。『小右記』寛仁三年八月六日条、同月十五日条でも政職は長家の使者として実資に連絡してきているから、政職は道長家司兼長家宅司だったのであろう。過状を確認した実資は、それを政職に渡して中将長家に届けさせたであろう。道長息であるにしても、大将と中将の間で交わされる右近衛府の内部連絡に道長家家司が介在している点は注意してよい。それとはかくとして、この例も、实际に送ってきた過状を实資は見たあとで中将長家に返却する。

12 長元二年(一〇二九)九月一日条「律師消息云、内御修法念覚僧都日者奉仕、而請過料物、仍至七日可レ行、彼日可レ參入由有頭新納弁書状、相副其書見送之、即返遣了」は、実資実子の律師良円から「日頃内裏の御修法に奉仕している念覚僧都が経費を過剰に請求しています。九月七日に御修法奉仕があるので頭弁経頼から私良円に参内して御修法に奉仕するよう書状がありました」という手紙があった。経

頼の書状を副えて送ってきた。私実資は読んだうえで経頼書状を良円に返送した。これも实际に送ってきた経頼書状を实資は見たあとで返送している。以上、『小右記』のなかで実資が使う「見送」の語はすべて「实际に送る」という意であり、送ってきた文書などは見たあとでたいてい返送していることが明らかになった。

\*

ところで、『諸橋大漢和辞典』で「見」を引くと、「いま。まのあたり。現在。現に同じ」の意がある。『小右記』の「見送」の用例は、史料4に「未见送」、史料5に「今朝見送」とあり、「いま」「現在」ということではないが、「現実」に「まのあたりに」というニュアンスの「实际に送る」であり、この意でとつていい。実は、古代中世では、現在在任中(現職・現任)であることを「見任」(げんにん)と表記し、現実に(実際に)作付けされた田地を「見作」(げんさく)、現実に(実際に)納入された(る)貢納物を「見納」(げんのう)と表記することが一般的である。『諸橋大漢和辞典』には「見作」「見納」はないが「見任」はあり、「現任。現職」と説明している。『小右記』の「見送」の用例は、これら「見任」「見作」「見納」と同じ「見」の用法だったのである。そうであるなら読みは「みおくる」ではなく「げんそう」としなければなるまい。

\*

このように述べてきて、ハタと気がついた。返送することを前提に送ってくるのだから、ややこしく考える必要はなかった。「みせおくる」と読めばすむことだ。これまで時間をかけて記事を解釈してきたことが無駄になつたか。そこで行成の『権記』にあたってみた(日文研データベース)。用例は0。『兵範記』『山槐記』にもあたってみた(歴博データベース)。やはり用例は0。経頼の『左経記』に一例だけあつた(歴博データベース)。

13 『左経記』長元元年（一〇二八）七月一日条

心誉僧都於「三井寺」、限「五七日」修「全剛童子法」、始「從今日」七  
 個日於「叡山」令「良明師供」「薬師」、料米三石一斗余、油二升一合、  
 此外五穀桶等物見送之、

経頼は五三歳で左中弁。翌年正月右大弁・藏人頭になる（『公卿補任』）。経頼は今日から、園城寺で心誉に除災・延命祈願のために三五日間金剛童子法を修させ、延暦寺で良明に七日間、除病厄難消除安息を祈る薬師供を行わせた。そのために経頼は「料米三石一斗余、油二升一合、此外五穀桶等物」を心誉と良明のもとに「見送」した。

この場合、『小右記』のときのように「見せ送る」かもしれないと考え込む余地はない。代物でも手形でもなく、米・油などの「現物」を送ったということである。実資と経頼の「見送」の用法が同じとは限らないが、『小右記』の「見送」の読み方はやはり「げんそう」、語義は現物を送る、でいいことにしておこう。

## 実資の実子、幼名観薬は良円か？

下向井 龍彦

藤原実資に、幼名を「観薬」という実子がいたことは、あまり知られていない<sup>1)</sup>。一方、実資の実子に権少僧都良円がいたことはよく知られている。小論は、この観薬が良円かもしれない、という可能性について検討するものである。

\*

『小右記』寛弘二年（一〇〇五）二月十日条に、

詣「町尻殿」、見「弁腹小童」、小時帰、

の記事がある。実資が「町尻殿」を訪問して、「弁」が生んだ実子の小童と会った。ほんの少し居ただけで帰った、という記事である（以下、本稿では『小右記』記事については典拠を示さない）。

町尻殿は長徳元年（九九五）に疫病で死去した七日関白道兼の邸宅であった。左京二条三坊五町の地である。同十一町にあった実資第小野宮の南西斜向かいあたり、道兼死後は、道兼妻で一条天皇の「宣旨」であった大藏卿藤原遠量女が住んでいたらしいという説がある<sup>2)</sup>。この説に従えば、町尻殿に住む「弁」は遠量女に仕えて宮仕えしていた女性ということになるかもしれないが、その根拠とされる『小右記』長徳三年（九九七）六月三日条にみえる「故宣旨」は実資の乳母で、六月三日はその忌日。長元三年（一〇三〇）六月三日条に「故乳母忌日、宣旨」とあり、「故宣旨」は道兼妻ではない。

ところで実資は永祚元年（九八九）七月十日、乳母の「宣旨」の病を「二条」に見舞い、長徳三年六月三日、「故宣旨」の遠忌の供養料として布・米を「二条」に送っている。この「二条」が町尻殿（二条殿）を指すとすれば、実資乳母「宣旨」は、長徳元年に道兼が亡くなるまでは町尻殿に道兼一家、遠量一家と同居していたということになる。しかしこの時期、実資が『小右記』に「二条」と書く場合、実資亡妻の源惟正女とともに暮らした小野宮第南東斜向かい二条三坊十三町の「二条家」である。「町尻殿」が道兼の「二条殿」を指す固有名詞ではなく、「町尻」にある邸宅というなら（『小右記』にはこの一個所しか所見はない）、かつて実資邸であり現在は道長のものになっている「二条家」も「町尻殿」でいいのかもしれない。しかしここでは「町尻殿」がどの第宅なの